

群馬県企業局内部統制基本方針

1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

企業局は、県民生活や企業活動に欠かせないサービスを安定的かつ持続的に提供する体制を確立することが求められていることから、事務事業の執行におけるリスクを認識し、適正に業務を執行するための内部統制の体制を整備するとともに、その充実に向けた不断かつ着実なアクションを進めることが必要です。

企業管理者の強いリーダーシップのもと、内部統制を導入するとともに、組織や職員一人ひとりが内部統制に主体的に取り組むことで、業務に伴う重大なミスや不祥事例の発生を未然に防ぎ、県民から大きく信頼される事業運営の確立に取り組みます。

2 内部統制の目的・取組の視点

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

公共の福祉の増進のため、企業の経済性を発揮するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることが求められていることから、効率的かつ効果的に事務を執行するとともに、事業運営を担える人づくりと力を最大限発揮する組織づくりを行います。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告は、議会や県民等が事業実績の確認やモニタリングをする上で重要な情報を提供するものであることから、財務報告の信頼性を確保し、県民からの信頼を維持・向上させます。

(3) 業務に係る法令等の遵守

法令遵守は県民からの信頼の基礎であり、職員一人ひとりには当然のことながら、組織全体にコンプライアンスに対する意識を徹底させます。

(4) 資産の保全

財政基盤や県民からの信用に大きな影響が及ぶことを防ぐため、財産及び現金が、不正に取得、使用及び処分されることを防止するための体制を整備します。

3 群馬モデルに準拠した内部統制の推進

企業局においても、知事部局が導入した「群馬モデル」に準拠して内部統制を推進します。

(1) 企業管理者のリーダーシップ発揮

内部統制における最高責任者を企業管理者とするとともに、企業局の内部統制を推進するため、経営戦略会議を活用し、内部統制推進・評価会議（以下「内部統制会議」という。）を開催します。このことにより、企業管理者が強いリーダーシップを発揮し、内部統制を推進します。

内部統制会議は、次に掲げる企業局の内部統制の整備及び運用に関する事項を所掌します。

内部統制の推進に必要な企画及び立案に関すること。

内部統制の整備及び運用に関する評価に関すること。

職員への内部統制の周知及び意識醸成に関すること。

その他内部統制の推進に必要な事項を定めること。

(2) 内部統制の対象事務

財務に関する事務に加え、個人情報保護に関する事務、公文書管理に関する事務及び公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務を対象とすることで、個人情報保護や公文書の適切な管理を徹底するとともに、不当な要求により事業運営が歪められることを強く防止します。

(3) 弁護士を活用

内部統制の整備及び運用について、案件に応じて弁護士からの助言・指導により、内部統制の実効力を高めます。

4 内部統制の評価

内部統制の整備及び運用状況について、毎年度評価し、評価報告書を監査委員に提出するとともに、県民に公表します。

令和 5 年 1 月 1 7 日 群馬県企業管理者

(令和 3 年 4 月 1 3 日制定)

(令和 5 年 1 月 1 7 日改定)